

文化・エンターテインメント施設開放事業 よくある質問  
(アーティスト向け)

No.	内容	ページ
1	アーティストは実行委員会から出演料や支援金がもらえるのか。	1
2	この事業の目的は何か。	1
3	施設の認定申請は誰が行うのか。アーティストが好きな施設を選べるのか。	1
4	何日間利用できるのか。	1
5	どういったアーティストが開放施設利用の対象となるのか。	1
6	新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができていなかった期間があるが、申請できないのか。	1
7	アーティストは市外在住でもよいのか。	1
8	利用申請に必要な実績とは自主開催分だけになるのか。 依頼されて出演したイベントも実績としてよいのか。	2
9	活動実績として認められる収益とはどのようなものか。	2
10	施設の利用について、公演又は展示の要件はあるのか。	2
11	ファンクラブ会員等を対象とした公演又は展示でもよいのか。	2
12	展示の場合も実演が必要なのか。	2
13	無償公演でも問題ないか。	
14	チケット代の下限はあるのか。	2
15	会場は無観客とし、配信でのライブは問題ないか。	2
16	曲などの著作権処理についてはどうすればいいのか。	3
17	物販はできるのか。	3
18	会場借上料の対象経費はどのようなものか。	3
19	前日にリハーサルをする場合は対象になるのか。	3
20	施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費とはどういったものか。	3
21	利用料金表に定めがないものは対象外なのか。	3
22	舞台監督人件費が15万円かかるようだが利用していいのか。	3
23	同公演について、国などから会場借上料に関する支援を受ける予定だがどうすればいいのか。	3
24	複数回応募することはできるのか。	4
25	利用申請期間はいつからいつまでか。	4
26	「開放施設利用申請にあたってのチェックリスト」は提出する必要があるか。	4
27	利用決定はいつ頃決まるのか。	4
28	施設利用計画報告はいつまでにすればいいのか。	4
29	見積書や請求書は誰が作成するのか。	4
30	実績報告は誰が行うのか。	4
31	実績報告はいつまでにすればいいのか。	4
32	コロナウイルスにより公演等を中止した場合のキャンセル料は誰が負担するのか。	4
33	集客をしたが観客が0人だった場合はどうなるのか。	4

(令和4年3月14日時点)

34	他のアーティストとコラボした公演等はどうすればいいのか。	5
35	どういった場合に利用決定が取り消しになるのか。	5
36	第2期における変更点は何か。	5
37	アーティスト活動及び施設の運営を行っているが自ら運営する施設に利用申請を行うことはできるのか。	5

**Q1 アーティストは実行委員会から出演料や支援金がもらえるのか。**

本事業は、場の提供を行うものであり、実行委員会からアーティストに対して出演料や支援金を支払うものではありません。なお、アーティストはチケット代などによる収入を得ることが可能です。

**Q2 この事業の目的は何か。**

本事業は、福岡市内の公演系施設（ライブハウス、劇場、ホール、貸しスタジオ、サロンなど）や展示系施設（ギャラリーなど）を実行委員会が借り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により公演等の活動自粛を余儀なくされた文化・エンターテインメント分野のアーティストに開放することで、その活動継続を支援するとともに、関連事業者の経済活動を支援することを目的としています。

**Q3 施設の認定申請は誰が行うのか。アーティストが好きな施設を選べるのか。**

施設の認定申請は、2月8日からのアーティスト募集の前に、施設の運営者に行っていただきます。アーティストには、認定を受けた施設の中から、利用を希望する施設を選択の上、利用申請を行っていただきます。

**Q4 何日間利用できるのか。**

公演系施設として登録された施設は1日のみ、展示系施設と認定された施設は連続する7日間以内の期間になります。

**Q5 どういったアーティストが開放施設利用の対象となるのか。**

音楽、ダンス、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス、ライブアート、書道、華道、絵画、工芸、写真等の分野で活動を行うアーティストを想定しております。また、市内を拠点に継続して活動した実績があり、今後も活動を継続する意思があることや、市内の施設で観覧者を集めた公演等により、継続して収益を得ているなどの要件を設けております。その他要件など詳しくは開放施設利用アーティスト募集要項をご参照ください。

**Q6 新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができていなかった期間があるが、申請できないのか。**

申請は可能です。申請にあたっては、市内を拠点に継続して活動した実績を確認するため、有償イベントの実績を申告していただきます。

**Q7 アーティストは市外在住でもよいのか。**

主たる活動の場が福岡市内であれば問題ありません。

**Q8 利用申請に必要な実績とは自主開催分だけになるのか。依頼されて出演したイベントも実績としてよいのか。**

自主イベントでも依頼を受けて出演したイベントでも、出演料やチケット収入などの収益があれば実績として問題ありません。

**Q9 活動実績として認められる収益とはどのようなものか。**

公演については、イベントでのチケット代収入や出演料を想定しております。

展示については、個展での入場料や観覧料及び、ギャラリーにおける絵画等アート作品を販売した収入を想定しております。

**Q10 施設の利用について、公演又は展示の要件はあるのか。**

開放施設利用の対象となる公演等は、広く市民を対象として施設利用者本人が主催する、開放施設での施設利用者による実演を伴う有償の集客公演等になります。

なお、ギャラリーにおける展示については、絵画等アート作品の販売を目的としたものを含みます。

その他要件など詳しくは開放施設利用アーティスト募集要項をご参照ください。

**Q11 ファンクラブ会員等を対象とした公演又は展示でもよいのか。**

ファンクラブ会員のみを対象とした公演等は、広く市民を対象とした公演等と言えないため、対象外になります。

**Q12 展示の場合も実演が必要なのか。**

展示の場合でも実演が必要です。展示系施設を利用する場合は、利用期間中、開放施設内において、1回以上、アーティスト自身による作品解説等を行ってください。

**Q13 無償公演でも問題ないか。**

無償公演は、対象外になります。

**Q14 チケット代の下限はあるのか。**

有償の公演又は展示であれば、金額は問いません。

**Q15 会場は無観客とし、配信でのライブは問題ないか。**

無観客公演のみは、対象外になります。ハイブリッド公演は対象になります。

**Q16 曲などの著作権処理についてはどうすればいいのか。**

著作権の問題については各自で対応していただきます。

**Q17 物販はできるのか。**

各施設にご確認ください。なお、本事業のホームページの施設一覧にも掲載する予定としております。

**Q18 会場借上料の対象経費はどのようなものか。**

本事業では、以下の経費が会場借上料の対象経費になります。

- ・施設使用料
- ・施設の付帯設備、機器及び備品使用料
- ・施設がサービスとして提供するテクニカルスタッフ人件費
- ・公演等の実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費
- ・舞台監督等の利用調整に係る人件費
- ・ピアノ調律等の役務費（舞台設営等の委託料は除く。）

**Q19 前日にリハーサルをする場合は対象になるのか。**

対象になりません。公演等を実施する日のみが対象です。

**Q20 「施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費」とはどういったものか。**

チケットもぎりや PA オペレーターなど、利用料金表に定められているスタッフ人件費になります。

**Q21 利用料金表に定めがないものは対象外なのか。**

利用料金表に定めがないものは対象外になりますが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費や舞台監督等の利用調整に係る人件費、ピアノ調律等の役務費などは見積書に見積りいただくことで、対象経費となります。

**Q22 舞台監督人件費が 15 万円かかるようだが利用していいのか。**

会場借上料の対象経費ではありますが、舞台監督人件費等の合計が施設使用料等の合計を超える場合は、当該超える額は借上対象経費から除外します。

**Q23 同公演について、国などから会場借上料に関する支援を受ける予定だがどうすればいいのか。**

様式第9号「公演等計画書」の中で申告してください。

**Q24 複数回応募することはできるのか。**

申請はアーティストごとに1申請のみとなります。

**Q25 利用申請期間はいつからいつまでか。**

2月8日から2月28日17時まで。3月22日から9月2日17時まで追加募集の受付を実施致します。※先着順

**Q26 「開放施設利用申請にあたってのチェックリスト」は提出する必要があるか。**

提出の必要はありませんが、申請される際はチェックリストでの確認をお願いします。

**Q27 利用決定はいつ頃決まるのか。**

利用可否について、3月8日頃にご連絡する予定です。※追加募集分については随時ご連絡します。

**Q28 施設利用計画報告はいつまでにすればいいのか。**

開放施設利用日報告書については利用決定後直ぐに施設と調整の上、令和4年3月31日まで（※追加募集分については公演等の3週間前まで）に提出し、開放施設利用計画書については施設が作成した見積書を添付の上、公演等の10日前までに提出してください。

**Q29 見積書や請求書は誰が作成するのか。**

見積書や請求書は施設運営者が作成するため、受け取った上で必要書類と併せて提出してください。

**Q30 実績報告は誰が行うのか。**

実績報告はアーティストに行っていただきます。

**Q31 実績報告はいつまでにすればいいのか。**

施設が作成した請求書を添付の上、公演等の翌日から起算して10日以内に行ってください。

**Q32 コロナウイルスにより公演等を中止した場合のキャンセル料は誰が負担するのか。**

コロナウイルスが原因により生じたキャンセル料については、実行委員会が負担します。ただし、公演等の中止等を決定した日が分かる書類等の提出が必要になります。

**Q33 集客をしたが観客が0人だった場合はどうなるのか。**

無観客の公演は対象外となります。集客効果が最大となるよう計画的に公演を実施頂くようお願い致します。

**Q34 他のアーティストとコラボした公演等はどうすればいいのか。**

複数のアーティストで1回の公演を実施する場合（対バン形式）も申請可能です。この場合、代表となるアーティストにて申請いただきますが、申請者となるアーティスト以外のアーティストについても申請を行ったものとなるため、別に応募することはできません。（興行等開催実績の提出はアーティストごとに必要となります。）

**Q35 どういった場合に支援決定が取り消しになるのか。**

本事業の実施要綱等を遵守されていない場合等は取り消す可能性があります。例えば、感染症感染防止対策の実施状況について現地確認を行い、国や福岡県及び福岡市の要請等を遵守しておらず公演等がきっかけで感染症が拡大するなど、感染防止対策が適切に行われていないことが判明した場合は、支援決定を取り消す場合があります。

**Q36 第2期における変更点は何か。**

1 施設あたり2回まで利用決定を行う点、公演等の実施期間が約6か月と長くなっている点、事前に開放日の指定をせず施設利用者決定後に施設と施設利用者にて調整のうえ日付を決定できる点等を変更しています。詳細については実施要綱及び募集要項をご参照ください。

**Q37 アーティスト活動及び施設の運営を行っているが自ら運営する施設に利用申請を行うことはできるのか。**

ご自身で運営される施設への利用申請は不可となります。